

1、問題の所在

中国の「民俗」すなわち「采風」についての研究は、「民謡」の採集を端緒とし、周作人が柳田国男に学んだところにはじまったという説が流布しているという。もちろん、周作人が柳田国男から受けた影響を否定することはできないが、柳田は「民話」伝説類に早くから着目してはいても、「民謡」収集に力を注いだわけではない。「民話」への着目(『石神問答』1910)も、国男が父親の仕事を受け継ぐ意思によるものとされており、江戸時代の考証学の展開という一面がある。柳田国男「民謡の今昔」(1927)は「平民の自ら作り、自ら歌つてゐる歌」と定義しているが、これは1920年代後半に北原白秋、野口雨情らの「新民謡」の創作がひろく流布している現状に対して述べたものである¹。

他方、今日の日本では、20世紀への転換期にヨーロッパの「民謡」概念を受け取り、「国民文化」としての「民謡」概念が「発明」され、「民謡」の「発明」が『万葉集』を「国民文学」にするのに決定的な役割を果たしたという説が流布している²。だが、これは、あくまで『万葉集』に民間歌謡がとりいれられていることを評価する機運に着目するところから立てられた説である。

「国民文化」や「国民文学」の概念は、明治初期からひろがり、明治中期の「日本文学史」(広義の「文学」すなわち日本的人文学——宗教をふくみ、漢文と日本語とのバイリテラシーで、かつ民衆文芸を排除しない)の形成期から『万葉集』は、その筆頭にあげられていた。漢字を借りた日本語表記(万葉仮名)が見られること、和歌が言語芸術(狭義の「文学」すなわち、当時の「純文学」)の範疇に相当するというふたつの理由が重なったことである³。明治後期の日本における「民謡」概念の受容をめぐる議論には、いささかの混乱があるといわざるをえない。

ここでは、日本における「民謡」概念について整理しなおし、周作人が刺戟を受けた時期の日本の「民謡」研究の状況について、概括しておきたい。

2、「民謡」概念の受容

「民謡」の語は、ヨーロッパの民間伝承“folklore”の研究——自国ないしは単数民族のそれを「民俗学」、複数にわたる民族を比較する際には「民族学」“ethnology”と呼び分けるのが一般的だった⁴——、とりわけドイツのヘルダー(Johann G. Herder, 1744-1803)の*Volkslieder* (1778-79)をヒントに、“Volkslied”の翻訳語として、明治後期に、上田敏や森鷗外が用いたところから流布しはじめた。それにまちがいはないが、「民謡」の語は、今日、言われているように「単なる“Volkslied”の翻訳語にすぎなかった」⁵わけではない。

たとえば上田敏の講演「民謡」(楽苑会講演、1906)は、「国民音楽を起こせ」という声に応えて、「西洋の良い所を取り、日本の国民的音楽を土台にして、是から本当の音楽を作るべき」であることを唱え、江戸時代のはじめころから「平民」が力をつけることによって出来た三味線音楽に「国民音楽」の土台を置くべきだと主張している。また、「節」も「踊」も集めたいと述べている⁶。なお、もうひとつの上田敏の講演「民謡」(慶応大学三田演説会、1907)は、題だけでなく、趣旨もこれと同じである⁷。

つまり上田敏の「民謡」は、日露戦争後に起こった新たな「国民音楽」創出の掛け声にのって、一般民衆(被支配層)の立場を尊重する立場から唱えられたものだった。この動きは、ロシア国民音楽派などに刺戟を受けたもので、「国画」「国劇」などと同様、「平民主義」による新たな文化ナショナリズムの一環だった。そして、この「平民主義」の立場が、『万葉集』に民衆の和歌が収録されていることを評価する機運をつくったのである。それゆえ、これは、明治前中期の「国民文化」形成期における「伝統の発明」⁸、精確には「伝統の再編成」と区別すべきものである。

もうひとつ、注意すべきなのは、ヨーロッパやアメリカの「国民音楽」運動が農民の踊りを伴う歌謡を旋律に取り込むのに対し、上田敏は、芸者を主たる担い手とする町人の文化、その音曲を土台にすることを主張している点である。上田敏とパリで出会って同じ時期に帰国した永井荷風が、音楽家を主人公にして書いた『帰朝者の日記』(1910)の音楽家の立場も、これと同じである。そのため、彼は花柳界に入りびたるようになる。やがてこの荷風の立場は、西洋物質文明の浸透に対する都市下層民の側から呪詛の声(『日和下駄』1917)となり、荷風自身が江戸の町人の趣味の世界、いわゆる江戸趣味に浸ることになる。この荷風の立場については、すでに再三、わたしは述べてきた⁹。

それゆえ、概念の問題としていうなら、「国民文化」としての「民謡」が明治後期に「発明」されたという説には、かなり訂正が必要であろう。すでに江戸時代のうちに、「民謡」にあたる概念は「俚謡」などの呼称において流通していた。武家(大名、旗本)や武士のうちに三味線を趣味にした者もあったが、それは、あくまで町人や農民の文化であり、雅俗に隔てられた俗の文化に属し、「国民文化」という位置を与えられていない。だが、明治後期に「国民文化」のひとつとして「民謡」を考える立場は、平民主義の立場からの主張である。つまり偏りがあり、一般化していない。だが、この機運を受けて、文部省の「民謡」調査が、明治末期にはじまる。この時期の知識層には、先にふれた上田敏の見解に見られるような東西文明の調和、融合論がさかんだ¹⁰。また、当時の官僚層は、日本の伝統に意識的で、かつ、近代化から取り残された陰の部分や近代化の弊害への対策にかなりの問題意識をもっていた。とくに被差別部落改善運動にのりだし(かえって差別を固定化し、助長するような面も伴っていた)、日本における「田園都市」の見なおしも行なわれた¹¹。

柳田国男(1900年に農商務省農務局農政課に勤務)も、その一人だった。やがて民俗専門誌『郷土研究』(1913)の刊行がはじまる。なお、この時期、国木田独歩が、1903年、『近事画報』(近事画報社、矢野龍溪社長)の編集にあたり、中国清代の民間伝承(怪異譚)を小説化した蒲松齡『聊齋志異』の翻訳に力を注いだことも見逃せない。

そして、文部省文芸委員会編集『俚謡集』(1914)がまとまる。その序文では、「うた」を「民謡」とし、芸能者の手によって洗練されたものを「俗謡」と呼んで区別している。これは、古代からの「歌」と中世、近世からの芸能者の「俗謡」とを区別する考えによっていると思われる。あるいは、江戸時代の農民のうたう「俚謡」と、それをもとりいれながら芸者が三味線でうたう音曲を「俗謡」として区別する意識によるのだろう。だが、芸者の歌う歌詞は「俚謡」とほとんど変わらないし、三味線も節も、もとの調子を保ちつつ、アレンジしたもので、そして、演奏は誰が歌っても弾いても、その都度、変化がつくものである。

ヨーロッパ式民俗学を参照した「国民文化」のひとつとしての「民謡」概念は明治末期

に定着したとあってよいが、『詩経』や『楚辞』に発する「歌」、すなわち民間の歌謡は、もともと「民謡」にあたる古代からの概念として、中国でも日本でも連綿として伝えられていた。それゆえ、平民主義の立場から、これが称揚され、かつ文部官僚が国策として採用したのである。「伝統の発明」論をアテハメる議論には、それに相当する風習があり、それなりの概念があったことを忘れる落とし穴に陥ることがある。「民謡」の場合は、伝統的な概念を位置づけなおしたものとすべきであろう。その過程に、明治初中期にはリベリズムが、後期には「平民主義」が働き、そして公的に認められていったのである。

3、「民謡」の旧概念

もともと民間歌謡の収集は、『詩経』『楚辞』（漢語訳のみ残存）に発し、「風」（国風）、すなわち地方色をもちこむことを習慣とした。宮廷詩人が作ったものにも、民間のその調子を活かすものがあつた。それを受け取った日本では『古事記』『日本書紀』に、民間歌謡の収載が見られ、しかも、それは日本の地方色としてヤマト言葉をいわゆる「万葉仮名」方式で記述した。これが和歌の記述方式に浸透し、さまざまな記述方式をとる『万葉集』でも、ごく大雑把にいうと編纂時期が下るにつれて、「万葉仮名」方式が多用されるようになると推測される。

その後、民間歌謡の組織的な収集は途絶えるが、平安前期の最初の勅撰和歌集である『古今和歌集』は『万葉』に帰る機運によって編まれたもので「よみ人知らず」の歌が収録されている。中世になると、後白河院の撰になる『梁塵秘抄』（1179 までには成立。完本は残っていない）が編まれる。江戸時代中期には『山歌鳥蟲歌』（天中原長常南山編 1772 刊行）が知られるが、これを再編した『諸国盆踊唱歌』も流通し、この 1825 年刊行の版本に付した柳亭種彦の序には、後水尾院が全国に命じて集めさせたという記述が登場する。『山歌鳥蟲歌』に後水尾の勅撰という伝承がついたのはいつのことか、諸芸の振興に寄与した天皇ゆえ、仮託されたものか、別の伝承があつたのかは未詳。

本居宣長『石上私淑言』（1763）が冒頭で、「和歌」として「神楽歌・催馬楽、連歌・今様・風俗、平家物語・猿楽のうたひもの、今の世の狂歌・浄瑠璃、童べのうたふはやり歌、臼つき歌・木びき歌のたぐひ」をあげているのも、民間歌謡を指して「歌」と呼ぶ伝統を受け継いだものである。「歌」すなわち民間歌謡、すなわち「民謡」という概念は、古代から連綿と知識層に共有されてきたものと見てよい。「日本文学史」の嚆矢を標榜する三上参次・高津鋏三郎合著『日本文学史』（1890）が「万葉集は実に、我が国の詩経なり」¹²と言明しているのは、この流れに立ってのことである。この書物は、ほぼ 19 世紀に入るあたりからの古典評価をふまえ、それに新たな知見を加えている。

また、菅江真澄（1754-1829）が 1783 年から始めた東北地方などの探訪の記録、『遊覧記』にも民謡が多く書きとめていることが知られる。「風」に関する関心が、本草をふくむ風俗全般にひろがるのは、中国清朝期の地誌の記述に刺戟を受けたものとみられる。このような関心は、儒者では、荻生徂徠あたりから顕著に見られ、その機運のなかで「民謡」の収集も位置づけられたと見てよい。

明治期についていえば、1884 年（明治 17）に東京大学の坪井正五郎を中心に東京人類学会が結成され、『人類学雑誌』が刊行され、そこに生活風俗についての論議や、僻地の民俗調査の報告が掲載されたことをもって、近代の嚆矢とすべきだろう。

なお、「民謡」の語は、中国宋代の文献に見られるが、日本では幕末まで見られないとされている。また「唱歌」は、もと雅楽用語で、楽曲の暗唱などのために、音節を当てて口ずさむことにはじまるもの。のち、ひろく音曲に乗せてうたうことや歌そのものを指していうようになっていた。そして、1872年の学制で、小学校の教科名になった。『小学唱歌集』初編（1881）にスコットランド民謡「Auld lang syne」を小学唱歌に翻訳した「蛍」（のち「蛍の光」）が登場する。これは、当時の文部省音楽掛に、ヨーロッパの「民謡」についての意識があったことを物語っている。

他方、明治期における「新体和歌」の工夫は、『万葉集』の長歌を参照する佐々木弘綱・信綱父子の流れのほかに、落合直文が『梁塵秘抄』などの「今様」（広義は当世風の意味、狭義は民間歌謡）の七・五調を参考にした流れがあった。1890年を前後する時期にはじまる後者が「新体詩」へと展開したと考えるとよい¹³。明治中期に新体詩に活躍し、また「鉄道唱歌」（1900）など唱歌の作詞で知られる大和田建樹も、「俗謡」の翻刻に積極的に取り組み、その成果は、博文館帝国文庫に大和田建樹編『日本歌謡類聚』上下巻（続帝国文庫、1898～）としておさめられた。

上田敏の場合は、20世紀への転換期に、19世紀中期以降のヨーロッパ各地の近代詩の翻訳を進めるうち、“folk song, chanson populaire”調を取り入れたものがあることに気づき、江戸時代の農村における「俚謡」、都市における「俗謡」の調子を用いるため、俗謡集『小唄惣まくり』（文政年間版）を手に入れ、参照したと考えられる。上田の関心は、1900年ころに急速に象徴詩に移ってゆき、訳詩集『海潮音』（1905）に結実する。なお、上田敏編注『小唄』（1916）「序言」は、彼が京都に移って京都帝大図書館で『小唄惣まくり』の、万治年間（18世紀中葉）版を見つけ、それが初版らしいとしている¹⁴。

そして、民謡への関心は、上田敏がかかわった詩誌『白百合』に流れ、編集同人の前田林外が『日本民謡全集』（1907）とその編集に乗り出すことになる。近代詩における小唄調の取り入れは、とくに横瀬夜雨『花守』（1905）に顕著に見られ、やがて北原白秋、木下杢太郎らを経由して、宮澤賢治、中原中也らに受けつがれてゆく。

4、結語

総じていえば、中国と日本では、どのような名で呼ぼうと、「歌」は広く民間の歌謡全般を指す概念が古代からの伝統だった。そして、それをリセプターにして、明治期の日本人は、ヨーロッパ近代の「民謡」概念を違和感なく受け取った。小学唱歌や新体詩を創出しようとする動きに、かなり早くから「俚謡」「俗謡」を参照する立場があり、それにヨーロッパ近代詩の翻訳の立場が重なり、平民主義の立場による伝統の再評価を生み、それらの上に、1910年前後から官による「民謡」収集がはじまり、「国民文化」としての「民謡」概念が形づくられたことになる。

周作人が日本に滞在した1906年から1911年は、ちょうど「民謡」の語が民俗学の新概念として形成、成立し、定着した時期にあたり、それを学んだことになろう。それまで俚謡、俗謡と呼ばれてきた類の歌は、すでに「日本文学」概念の形成期に「国民文化」のひとつへと位置を変えており、平民主義が「民謡」を高く評価し、また官の側がそれを積極的に「国民文化として」収集したときにも、雅の詩歌に対して俗の歌謡をいう過去の概念編成が変化したわけではない。『万葉集』評価の価値基準に明治期を通して変化が起こった

ことは、それとして論じるべきことであり、明治期に「国民文化」の概念の浸透とともに「民謡」概念が「発明」されたわけでもなければ、それによって『万葉集』が「国民文化」とされたわけでもない。これは、ヨーロッパ近代の「伝統の発明」論を、そのまま日本にアテハメることができない例のひとつである。

なお、概念と語彙の定着とは別問題である。上田敏編注『小唄』(1916)「序言」は、「俚謡」「俗謡」を総称して「俗謡」「小唄」「民謡」の語を用いている。これら民謡、俚謡、俗謡などの語は、昭和戦前期まで混用されており、「民謡」の語が支配的になったわけではない。支配的になるのは戦後のことといつてよい¹⁵。

1920年を前後する時期から、「新民謡」の創作がさかんになり、レコードの普及とともに全国的に人口に膾炙するようになる。地方色を盛り込むものもかなりあるが、野口雨情「船頭小唄」(1921、民謡「枯れすすき」として発表、同年、中山晋平が作曲。詩集『新作小唄』〔神田春盛堂、1922〕で「船頭小唄」に改題。己(おれ)は河原の枯れすすき／同じお前も枯れすすき／どうせ二人は／この世では／花の咲かない枯れすすき)のように地域の共同体からの脱落者をうたうものもあるし、今日でも盆踊りの定番曲となっている西條八十作詞、中山晋平作曲「東京音頭」(1932年「丸の内音頭」の名で発表、1933に改題されて爆発的にヒット)はモダン都市・東京を背景としたものだった。今中楓溪の「野崎小唄」(1935、大村能章作曲、東海林太郎歌唱。野崎参りは 屋形船でまゐろ／どこを向いても菜の花ざかり／意気な日傘にや 蝶々もとまる／呼んで見ようか 土手の人。野崎は大坂の地名。二番には「お染久松」が出てくる)のように江戸時代の町人の野遊びの風情をリヴァイヴァルさせるようなものまで、都市大衆社会を背景とした「小唄」に、旧来の俚謡・俗謡とは異なる傾向のものも多くなってゆくことに注意されたい。

1 柳田国男「民謡の今昔」(1927)は「平民の自ら作り、自ら歌つてゐる歌」と定義している。『定本柳田国男全集』第17巻、筑摩書房、1969、p.251

2 品田悦一『万葉集の発明—国民国家と文化装置としての古典』(新曜社、2001)中「民謡の発明」など。

3 鈴木貞美『「日本文学」の成立』(作品社、2009)第1章、第1章1節を参照されたい。

4 竹内勉「日本民謡」、『スーパーポニカ 2003』小学館、2003

5 竹内勉「日本民謡」前掲。

6 『上田敏全集』第9巻、1979、上田敏全集刊行会、p.141, 145

7 ちょうどこのころ、志田義秀『日本民謡概論』(1906)が刊行されている。

8 「伝統の発明(ないしは創造)」(invention of tradition)は、ケンブリッジ大学の歴史学者たちが文化人類学者と協力し、政治・経済史から生活文化史へと探究をひろげる文化研究(cultural studies)の一環として考案した研究方法で、近代国民国家が組織化される動きのなかで、新たな習俗が各民族やグループの古来の「伝統」として発明される現象を指している語。たとえば、スコットランドの伝統的民族衣装とされるキルト(男性が着用するタータンチェックのスカート)が19世紀のロンドンのテーラーが創始したものであったというのが最もわかりやすい例である。アフリカの部族の多様な儀礼が大英帝国からの大使などを迎えるために、新たにきらびやかなものに再編されたことや、労働運動でもメーデーに古い由来が求められたことなども一括して、そう呼んでいる(*Invention of Tradition*, Eric Hobsbaum & Terence Ranger ed. 1968)。

これに触発されて、日本でも社会学者らが、初詣や神道式の結婚式が明治期に創始され

たことなどを指摘した。この動きに対して、わたしは、そもそも王家などの血筋や、あるグループに伝えられた古い習慣を意味した「伝統」(tradition) という概念そのものが、近代西欧で国民や民族の風習の古くからの継続性を意味するものへと転換されたこと、そして、その意味の転換は、日本や中国でもほぼ同じであったことに着目し、「伝統の発明」論を、近代における伝統観念の形成過程の解明へと拡大し、近代天皇制や日本文学史など、文化諸制度の近代的再編に伴う現象に適用してきた。

しかし、このような現象については、すでに岡本太郎『日本の伝統』(角川文庫版 1964)に編入された「伝統論の新しい展開」に指摘があった。それ以前にも、長谷川如是閑「国民的性格としての日本精神」(1935)が、次のような見解を示していた。「日本精神」が声高に叫ばれはじめた時局に対して、日本の古代における大陸との平和的な文化の交流を強調したうえで、『古事記』の編集は中国文化全盛への反動として起こった復古精神によるもの、幕末にも中世、南北朝期の北畠親房『神皇正統記』が復活したことを指摘し、復古により「純粋日本」が繰りかえし現れるところに日本文化の特徴がある、といういわば「伝統の発明」が繰りかえし行われることが日本文化の特徴だと論じていた。示唆に富む見方といえよう。『「日本文学」の成立』前掲書、p.186より。

- 9 鈴木貞美『生命観の探究—重層する危機のなかで』作品社、2007、第八章一節5など参照されたい。
- 10 これについては、鈴木貞美『戦後思想は日本をとらえそこねていた—近現代思想史再考』平凡社新書、2009、第一章四節を参照されたい。
- 11 内務省地方局有志『田園都市』(1907。講談社学術文庫『田園都市と日本人』1980)を参照。柳田国男が被差別部落の歴史性を論じた「所謂特殊部落ノ種類」(1913)もこの動きの中で書かれたものである。
- 12 三上参次・高津楯三郎合著『日本文学史』上(1890)金港堂、本篇 p.137
- 13 鈴木貞美『「日本文学」の成立』(前掲書)第4章2節などを参照されたい。
- 14 上田敏編注『小唄』「序言」は、収録した俗謡集『小唄惣まくり』について、大和田建樹が『俗曲大全』に翻刻したと述べているが、『俗曲大全』は長井金升(惣太郎、鶯亭金升)校(続帝国文庫第36編、1901)として刊行された。
- 15 竹内勉「民謡」(前掲)が、この見解をとっている。増田周子「近代日本新民謡運動の成立と展開—「民謡」概念の変遷をめぐって」(鈴木貞美・劉建輝編『東アジアにおける知的システムの近代的再編をめぐって』2008)も、これを傍証している。